

(1) 情報提供・普及啓発・意識向上

<p>対応案</p>	<p>第 8 条(1)「歯と口腔の健康づくりに資する情報の提供や知識の普及啓発、県民の歯と口腔の健康づくりに関する意識の向上に関する事」としました。 「全身へ影響を及ぼす臓器」等は前文「全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしている」に、「かかりつけ歯科医を持つ人の増加」については第 9 条(3)「青年期、成人期における虫歯、歯周病、口腔がん等その他の歯科疾患の予防及び進行抑制のための定期的な歯科健診及び保健指導の受診促進」に包含しました。</p>
<p>ご意見</p>	<p>県民が生涯にわたり、歯及び口腔の健康づくりに取り組むための情報を収集した上で、科学的根拠のある情報を提供し普及啓発を行い、高い水準の意識の向上につながる施策が必要です。</p> <p>④「県民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むための情報提供及び普及啓発」がシンプルでわかりやすく、「県民の意識を高める」ことを加えるとバランスが良くなると思う。「(13)環境整備、体制整備」がモノに関する記載であれば、(1)には人に関する連携の記載があってもよいと思う。 Ex. 長野県の「歯及び口腔の健康づくりに関係する者の連携体制の構築」</p> <p>「県民」が主語になっている④をベースとした文言が望ましいと思います。県民の後に「自ら」を入れると、なおいいかもしれません。</p> <p>①「県民の歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発に関する事」や④が、簡潔な表現でいいと思いました。</p> <p>全身の一臓器としての口腔、全身へ影響を及ぼす臓器としての口腔への対策のような文言</p> <p>④+健康づくり推進実施計画(第 2 次)における歯科保健の主な目標値の社会環境整備の①「かかりつけ歯科医をもつ人の割合の増加」を加味</p>

(2)-1 妊娠期

対応案	母体及び胎児の健全な発育を図るため、「妊娠期」だけでなく「妊娠期から乳幼児期」までとして、下記「妊娠期から乳幼児期」で記載します。
ご意見	妊娠前・妊婦・産婦への、正しい知識の提供及び母体の健康の保持及び胎児の健全な発育のために、妊娠前から、かかりつけ歯科医をもち、歯科診療所からの早期情報の提供が必要です。また、妊婦に対しては、治療可能な時期適切に受診ができる環境や、出産後は、育児におわれ定期歯科受診が遅れる可能性があることから妊産婦への予防対策への積極的な施策が必要です。
	②「母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るため、妊産婦を対象とした歯科疾患の予防対策等を推進すること」が内容として網羅されていると思う。妊娠期は独自の施策も打ちやすいため、単独での項目出しが良い。また、胎児の発育にも言及したものが望ましいと思う。
	県民目線の「妊産婦の安心」と医療関係者目線の「母体の健康保持と胎児の健全な発育」両方必要だと思います。
	妊婦のみならず、産婦も含めた「妊産婦における歯と口の健康づくりの推進」と記載すべき。
	妊娠期に口腔保健の知識を得ることは、子育て子の成長にも影響してくることで大切である。
	①「妊娠期・周産期において必要な歯及び口腔の健康づくり及び妊産婦が身近に安心して歯及び口腔の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けられるようにするために必要な施策」

(2)-1 妊娠期から乳幼児期

対応案	第9条(1)「妊娠期から乳幼児期における、母体の健康の保持と子どもの健全な口腔機能の発達のため、身近に歯科健診や保健相談を受けられるようにするために必要な施策」としました。
ご意見	○妊婦及び乳幼児、家族等も含めた歯科口腔保健に関する正しい知識の普及及び歯科健康診査体制の整備が必要です。
	○乳幼児の正常な口腔機能の獲得には離乳食からの口腔機能の獲得が大きく影響するため、歯と口腔の健康は口腔機能の獲得に大きく影響することなどの情報の提供が必要です。
	あえて選ぶなら②「妊娠期から乳幼児期における親子の歯科口腔保健の推進及び健全な口腔機能の獲得に関すること」が口腔機能獲得に言及しているのでよい。妊婦ではなく妊娠期の表現が望ましいと感じる。
	(2)-1、(2)-2と重なっているので、不要だと思います。
	①「妊娠期から子育て期までにおける歯科健診および歯科保健指導の受診促進」の表現が明確でわかりやすいと思いました。
	歯・歯周を診るだけでなく、歯・口腔を診ることが重要では。
①と②を調整	

(2)-2 乳幼児から学齢期

<p>対応案</p>	<p>第9条(2)「幼児期から学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づく虫歯及び歯肉炎の予防対策、健やかな口腔の成長発育のための保健指導等の支援に関すること」としました。 「食育」は第8条(2)に、「口腔機能の向上」「口腔機能の獲得」「歯列不正」は「健やかな口腔の成長発育」としました。</p>
<p>ご意見</p>	<p>○幼児、学童、生徒に対して、特徴的な歯科疾患の早期予防に対して歯科口腔保健に関する科学的根拠のある正しい知識の普及が必要です。 ○う蝕予防は、世界的に科学的根拠があり推奨されているフッ化物の応用は、積極的に取り入れる必要があり、歯肉炎では、将来的に歯周病と全身疾患につながる初期段階であることから、食育指導を含めて、特に取り組みを強化する必要がある。 ○歯列不正等などは増加傾向にあることから、専門歯科医への受診勧奨や、生活習慣による歯列不正の場合は早期に改善指導等が必要です。 ○幼児から生徒までの保育所等及び教育機関においては、それぞれに、嘱託歯科医や学校歯科医による歯科検診体制が整備されているが、歯科検診結果へのより積極的な予防体制の整備が必要です。</p> <p>実効性で選ぶのであれば、④「むし歯や歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務従事者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策等を推進すること」(もう少しシンプルでもよいと思う) 兵庫県は面積が広く、地域性があるため、格差にも触れるべきだと思う。</p> <p>「フッ化物応用等の科学的根拠に基づくむし歯予防」とむし歯予防、歯肉炎予防とは切り離した形での「口腔機能の向上」の文言は、是非入れてほしいです。</p> <p>正常な成長発育、食育の上で重要な時期であると考えます。</p> <p>学校における歯・口の健康づくりの目標は、子どもが発達段階に応じて自分の歯・口の健康課題を見つけ、課題解決のための方法を工夫・実践し、評価できるようにし、生涯にわたって健康な生活を送る基盤を培うとともに、自ら進んで健康な社会に貢献できるような資質や能力を養うことである</p> <p>【学校としては】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯と口の健康づくりに関して ○むし歯や歯周病予防の指導を推進し、向上を目指す ○歯や口の健康チェック（歯科検診）で自分の口腔状態を把握する <p>①乳幼児期及び学齢期における歯と口腔の健康づくりに必要な支援に関すること ②むし歯や歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期において、学校歯科医、歯科医療従事等業務従事者及び教育関係者と連携を図りつつ、むし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能獲得するための施策等を推進すること</p> <p>②「口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づくむし歯予防の推進」と④を調整</p>

(2)-3 青年期・成人期

対応案	第9条(3)「青年期、成人期における虫歯、歯周病、口腔がん等その他の歯科疾患の予防及び進行抑制のための定期的な健診及び保健指導の受診促進」としました。「喫煙」「全身への影響」は第8条(2)とし、「事業所・市町」は第7条、第5条にそれぞれの責務として記載しました。
ご意見	<p>○青年期においては、大学生への歯科健診や歯科保健指導等の先行した取り組みを行っているが、大学生に限らず、この年齢層への受診勧奨や歯科保健指導等の働き掛けが必要です。</p> <p>○成人期においては、生活習慣病予備軍が多くみられることから、特に、歯周疾患との関連のある喫煙や全身疾患については、早期に正しい情報を提供することが必要です。</p> <p>○事業所・市町への責務としても、歯科受診できる環境の整備が必要です。</p> <p>⑥「青年期、壮年期、中年期におけるむし歯、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防及び進行の抑制のために必要な施策」口腔がんの健診が視野にあれば、口腔がんの記載もよいと思う。全身疾患との関連は(5)食育、生活習慣病(がん、糖尿病)の予防、喫煙に。</p> <p>法定歯科健診が脆弱な時期ですので、「定期的な歯科健診の受診促進」は入れてほしいです。また、歯周炎、歯肉炎予防だけでなく、齲蝕予防も必要だと思います。</p> <p>「青年期・壮年期」？</p> <p>県の事業とし大学生が入ったので、青年期となっていると思いますが。参考：健康日本21では、成人期にまとめられている。</p> <p>口腔への不調が、全身への影響が出現すると考えられる時期。</p> <p>①「青年期・成人期における定期的な歯科健診の受診促進(歯周病の予防対策に関すること)」と③「成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項」を調整</p>

(2)-4 高齢期

対応案	第9条(4)「高齢期における虫歯、歯周病による歯の喪失予防と、オーラルフレイル予防、口腔機能の維持向上を通じた要介護状態への予防、地域における介護予防の取組の支援」としました。 「歯科専門職の人材育成」は第11条(2)に、「低栄養」は第10条(1)で記載しました。
ご意見	<p>○高齢者が住み慣れた地域や施設で、高齢者特有のう蝕等への適切な歯科保健医療を受けることのできる体制の整備が必要です。</p> <p>○高齢者を取り巻くさまざまな制度や介護予防事業などを、誰もが受けられる環境の整備が必要です。</p> <p>○高齢者が元気でいつまでも何でも食べることができるような支援にむけて、歯及び口腔の健康管理のできる専門的なスキルを習得した歯科専門職の人材育成が必要です。</p> <p>○高齢者の基礎疾患が重症化しないためには、口腔健康管理や低栄養予防が重要であることから、高齢者への歯科口腔保健の早期介入が必要です。</p> <p>オーラルフレイルは、高齢期に限らないため、(6)にまとめる方がよい。</p> <p>①「高齢期におけるオーラルフレイル予防を通じた摂食嚥下障害の予防、歯と口腔機能の維持の支援及び定期的な歯科健診の受診促進」でよいように思いますが、地域包括システムに積極的に取り組むという姿勢を示すならば、③「高齢者が住み慣れた地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関すること」も加えるべきです。</p> <p>(6)オーラルフレイルの内容と一部重複すると思います。</p> <p>摂食機能の低下が、健康寿命延伸に影響する。</p> <p>①+8020 運動推進について</p>

(3) 障害者、介護を必要とする者、認知症

対応案	<p>第 10 条(2)「心身に障害のある者、介護を必要とする者、退院支援を必要とする者、認知症の者、医療的ケア児等特別な配慮を要する者が、適切に歯科保健相談、歯科健診および歯科医療を受けられる体制の整備、及び医療介護福祉等関係者との連携の推進」としました。</p> <p>「人材の育成」は第 11 条(2)に記載しました。</p> <p>「認知症」については、心身に障害のある者に含まれるが、さらに歯科保健の取組みが必要な対象となるため記載しました。</p>
ご意見	<p>○兵庫県内の歯科診療所数、口腔保健センター数、病院歯科口腔外科数は地域格差があり、県内で等しく歯科保健医療が提供されていない現状がある。特に障害者への治療体制については、整備が必要です。</p> <p>○歯科訪問を行っている歯科診療所及び病院は、全ての地域で整っているわけではなく。保健医療計画の見直しについては、目標値が示されており、今後に向けて体制の整備及び人材の育成が必要です。</p> <p>○高齢者等では、入退院を繰り返し、病院から施設、または居宅（在宅）と繰り返すことがある。高齢者、障害者等がどこにいても同じようなサービスが提供されるような体制の整備が必要です。</p> <p>○認知症については、歯科診療所の受診予約や受診時に早期発見されることが多い。その後の地域の社会資源へのつながりなどのしくみを考える必要があります。</p> <p>○精神疾患は、手厚く歯科健診や歯科保健指導等を行っている施設もあれば、依頼がない場合には行われていない場合も多く、全県での安定した体制を整える必要があります。</p> <p>障害者や要介護者など、配慮を要する方をまとめて記載するとよいと思う。②バランスが良い。「障害者（児）」表記が良いのではないかと思う。福祉分野との連携の記載があったほうが良い。</p> <p>①「障がい者、介護を必要とする高齢者、退院支援を必要とする患者その他の定期的な歯科健診または歯科医療の受診が困難な者に対して、定期的な歯科健診または歯科医療を提供するための福祉関係者との多職種連携の推進」は、障がい者、介護を必要とする者という県民が主語になっていますのでよいと思います。保健サービスについては、具体的に「定期的な歯科健診および予防処置も含めた保健サービス」とする方が望ましいと思います。</p> <p>項目に「認知症」が特出しされているので違和感を感じました。何か理由がありますか。</p> <p>「障害者、要介護高齢者（認知症含む）への歯科医療体制の確保」</p> <p>入院施設を有する病院歯科との連携による治療(外科を中心とした)</p> <p>②「障害者、介護を必要とする者等が歯と口の健康づくりに関する保健サービス及び歯科医療を受けられるようにするために必要な施策」と③「定期的な歯科検診及び必要に応じた保健指導を受けることが困難な障害のある者、介護を必要とする者、精神疾患又は認知症を有する者等に対する歯科口腔保健に関する施策」を調整</p>

(4) フッ化物応用

<p>対応案</p>	<p>第9条(2)「乳幼児期から学齢期」にフッ化物応用等を記載しました。 ライフステージ毎の施策を組み立てる中で、効果が最も期待できる乳幼児期から学齢期に記載しました。</p>
<p>ご意見</p>	<p>○幼児期から高齢期に至るまでのフッ化物の応用は、それぞれのステージにおける予防する目的部位や手技などは、塗布や洗口などが行われている。兵庫県においては、幼児期に塗布は行われているが、洗口は幼児期に行われているが、学校では、モデル実施にとどまっている。</p> <p>人生100年を迎え、いつまでも自分の歯で食べることができるためには、どのステージにおいても世界的に推奨されているフッ化物の応用を積極的に行う情報を県民や教育関係者等に提供する必要がある。</p> <p>歯磨剤を意識「ライフサイクルに応じた」、フッ化物洗口を意識「科学的根拠に基づく」、フッ化物の応用による格差の是正を意識「総合的な歯科口腔保健の推進」を盛り込んではいかがでしょうか。</p> <p>乳幼児・学齢期だけでなく、全世代が対象なので、「科学的根拠に基づいた生涯を通じたフッ化物応用によるむし歯予防の推進」がいいと思います。</p> <p>よくわかっていないのですが、フッ化物応用はセルフケアや歯科健診と同じように推奨されているのでしょうか</p> <p>「乳幼児から高齢期にいたるまで、フッ化物応用を推進する」とした上で、フッ化物洗口ガイドラインでも推奨されているように、永久歯の歯質強化には、4歳から14歳までフッ化物洗口を行うことが必要であり、健康格差を縮小するため「学校等におけるフッ化物洗口を推進する。」と明記すべき。</p> <p>応用については、科学的根拠に基づく必要はあると考える。</p> <p>⑤乳幼児期から高齢期までの生涯において、それぞれの時期における効果的なフッ化物の活用に関すること</p> <p>○フッ化物応用については、それぞれの立場で意見が異なり、とらえ方について個人差が大きい</p> <p>○フッ化物応用等の安全性について不安がある。</p> <p>○フッ化物応用等については安全性を考えると集団ではなく、個別での対応が適切と考えられる。</p> <p>○学校におけるフッ化物応用等については、幼児・児童・生徒の発達段階、特性、保護者の意見</p> <p>○理解等を考えると、教育現場に混乱を生じる可能性が大きい。</p> <p>○厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に記載されている実施方法を学校現場で行うことは難しい。(安全性を確保できない)</p> <p>○フッ化物応用等についての説明、質問、課題が生じた場合の責任の所在。</p> <p>⑤「乳幼児から高齢期までのそれぞれの時期における効果的なフッ化物の活用に関すること」と⑦「むし歯や歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務従事者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策等を推進すること」を調整</p>

(5) 食育、生活習慣病（がん、糖尿病）の予防、喫煙

<p>対応案</p>	<p>第8条(2)「歯科口腔保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病の予防対策」としました。 「糖尿病」については、第11条(3)に記載します。</p>
<p>ご意見</p>	<p>○食育及び生活習慣病予防には、幼児期からの科学的根拠のある歯科保健指導等の提供が繰り返し行われることが必要です。 ○歯及び口腔の健康づくりと生活習慣病予防は、関連性の高いことが認められていることから、歯科と医科との連携を密にすることが必要です。 ○特に国民病と言われている糖尿病や脳血管疾患、心疾患などは、関連性の推奨度が高くなってきていることから、県民への周知及び医科関係者への積極的な周知が必要です。</p> <p>糖尿病やたばこ等全身疾患との関連性（コモンリスクからのアプローチ）の記載が必要と感じる。「食育」と「生活習慣病の予防、喫煙」は分けてもよいと思う。</p> <p>食育、生活習慣病、喫煙すべて含めてほしいです。</p> <p>③「食育及び喫煙対策の推進並びに糖尿病その他の生活習慣病の予防等のための歯科口腔保健に関すること」の文言がすべてを包含しているので、いいと思います。</p> <p>「食育を通じた歯と口の健康づくり」、「喫煙による歯と口の健康への悪影響の防止」と明記すべき。</p> <p>糖尿病と歯周病との関連についてエビデンスが出されており、全身疾患の予防・改善に医科歯科の連携体制を整えること</p> <p>④「歯・口腔の健康づくりと食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること」と⑨「生活習慣病等の全身疾患の予防及び改善のための歯科と医科の連携体制の強化のための施策」を調整</p>

(6) オーラルフレイル

<p>対応策</p>	<p>第9条(4)「高齢期における虫歯、歯周病による歯の喪失予防と、オーラルフレイル予防、口腔機能の維持向上を通じた要介護状態への予防、地域における介護予防の取組の支援」とし、健康づくり推進プランと整合させ、ライフステージの高齢期に記載しました。</p>
<p>ご意見</p>	<p>○オーラルフレイル予防の必要性については、すでに、兵庫県、神戸市において実証されています。今後は、健口体操などのその手法について、県民や医療職団体への積極的な周知が必要です。①「高齢期等」とする方がよいと思う。</p> <p>高齢者のところで入れ込めば、それでいいのではないのでしょうか。</p> <p>③オーラルフレイルは、高齢期に限らないため、(6)にまとめる方がよい。</p> <p>高齢期に重複すると思いますので、高齢期に含めてはどうでしょうか。</p> <p>「オーラルフレイル対策による口腔機能の維持向上」と記載するべき。</p> <p>③「口腔機能が低下しやすい高齢期において、オーラルフレイル（口腔機能が弱まっている状態をいう）の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ及び予防する取組を推進すること」</p>

(7) 誤嚥性肺炎予防、地域包括ケア、多職種連携

<p>対応案</p>	<p>第 10 条(1)「要介護高齢者が、適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上のための支援を受け、低栄養や誤嚥性肺炎を予防するための多職種連携協力体制の整備、地域包括ケアシステムの構築」としました。</p>
<p>ご意見</p>	<p>○厚生労働省の主な死因の構成割合の中に、誤嚥性肺炎が分類されています。確か、平成 28 年度頃から肺炎と誤嚥性肺炎が分けられたと記憶しています。令和 2 (2020) 年のデータでも、肺炎に次いで 6 位となっていますので、この項目は必要です。(参照：令和 2 年人口動態統計月報年計(概数)の概況)</p> <p>○地域包括ケアシステムを構築していく上で、他職種連携は地域ケア個別会議等での結果から明らかである。今後は、要支援の段階から多職種の連携を深めて、重症化予防につなげる必要です。</p> <p>地域包括ケアを中心に連携に関する記載とし、誤嚥性肺炎予防は「高齢期」や「医科歯科連携」または「全身との関連」に記載してもよいと思う。</p> <p>地域での歯科関係者と介護・医療関係者との多職種連携の推進ぐらいでいいのではないのでしょうか。</p> <p>③「障害者、介護を必要とする高齢者、退院支援を必要とする患者その他の定期的な歯科健診または歯科医療の受診が困難な者に対して、定期的な歯科健診または歯科医療を提供するための福祉関係者との多職種連携の推進」</p> <p>と⑤「居宅における歯科保健サービス及び歯科医療の提供のための関係者相互間の連携協力体制の整備及び強化の促進」を調整</p>

(8) 医科歯科連携・周術期

<p>対応案</p>	<p>第 11 条(3)「周術期の患者、がん、糖尿病等の患者の口腔機能管理のための医科歯科等連携、及び病院と歯科診療所の連携の推進その他歯と口腔の健康づくりに携わる者の連携体制に関すること」としました。</p>
<p>ご意見</p>	<p>○病院内では、周術期等において、医科歯科連携は、かなり行われている傾向があるが、県民に近い一般診療所と歯科診療所との連携は、十分とは言えない状況がある。</p> <p>○病院から退院後の連携も限られた歯科診療所との連携にとどまっている傾向があるため、今後もさらに医科歯科連携をすすめていく必要がある。</p> <p>全身疾患との関連は(5)「食育、生活習慣病の予防、喫煙」に記載し、医科歯科連携の体制の整備や推進に関する記載にするとよいと思う。</p> <p>あまり具体的に書くと、限定されますので、④「歯科と医科の連携体制の構築の推進」ぐらいでいいと思います。</p> <p>③「歯科医師と医師の連携に基づく糖尿病その他の生活習慣病の予防に関する施策」と④を調整</p>

(9) 虐待

対応案	第 12 条「その他の措置」に包含し、実施計画への記載を検討中です。
ご意見	歯科診療所だけでなく学校歯科健診時に、顔の周辺を見て、学校歯科医師が虐待を学校につなげたケースもある。実態は、すでに報告されているので、あらゆる機会を通じて専門職として早期対応ができる体制が必要です。
	資質向上のための施策、他分野との連携についても記載するべきだと思う。虐待を児童に限るかは、判断がつかない。
	①「児童虐待の早期発見の促進のため教育保育関係者、福祉関係者及び歯科医療等業務従事者との連携の推進」④「児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること」あたりでよいと思います。
	虐待の早期発見のための連携や関係者の資質向上のような気がしますが、この項目は必要でしょうか。
	①と④を調整

(10) 災害・感染症

対応案	第 11 条(4)「災害発生時及び感染症まん延時における適切な歯科保健医療サービスの提供に関すること」としました。
ご意見	○災害・感染症発症時の対応は、それぞれであるが、災害に関しては、兵庫県歯科衛生士会と兵庫県歯科医師会とは協定を結んでいるが、兵庫県とは、結んでいない状況です。また、兵庫県歯科衛生士会では、支援指針や県民用の災害時での使えるノートを作成している。兵庫県歯科医師会と歯科衛生士会は協定を結んでいるが、県主催の訓練や J M A T 等に参加している程度にとどまっている。
	○歯科分野の専門職として、発災時への対応だけでなく、避難所や地域避難所への長期化した時の対応も含めて、具体的な訓練等も必要です。
	④「災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療の提供体制の確保等に関する施策の推進」災害と感染症まん延の記載が必要。災害発生時のサービス提供体制と、災害に備えた体制整備の記載が望ましいと考える。
	③「災害発生時における口腔の衛生の確保及び平時における災害に備えた口腔保健サービスの提供のための体制の確立に関すること」の文言に、感染症蔓延時を加えればよいように思います。
	「災害時における歯科保健医療体制の確保。」が必要。
	震災を経験した県としての災害時における口腔保健の重要性の普及、医科歯科、多職種連携体制の整備
	③

(11) 歯科医療従事者の確保・資質の向上

対応案	第 11 条(2)「歯と口腔の健康づくりに携わる人材の確保、育成及び資質の向上」としました。「市町と連携が取れる体制」の構築については、第 3 条(県の責務)第2項に記載しました。
ご意見	<p>全ての歯科保健医療従事者、教育機関等、社会福祉施設及び介護保険施設等への安定的な確保と県民に高い水準の歯科保健医療等が提供できる資質の向上が必要です。</p> <p>「人材確保」と「資質向上」の記載が必要。「市町と連携が取れる体制」の構築が望ましい。</p> <p>資質向上だけでなく、人材の確保も加えたほうが良いと思います。</p> <p>人材確保だけでなく、資質向上も不可欠であることより、「歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる専門職の人材確保および資質向上」と記載すべき。</p> <p>②「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策」③「歯科医療等業務従事者及び歯科口腔保健を担う保健等業務従事者の資質向上のために必要な施策」④「歯科衛生士の確保、養成及び資質の向上に関する施策」を推進することを調整</p>

(12) 調査研究

対応策	第13条「実態調査等」として記載しました。
ご意見	<p>兵庫県における歯と口腔の健康づくりに関する調査研究及び結果の県民への周知については、兵庫県主導で、兵庫県歯科医師会、兵庫県歯科衛生士会、歯科衛生士養成機関等との連携により行うことが必要です。</p> <p>①「歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策」②「歯科口腔保健に関する実態の定期的な調査その他の歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策」ともによい。調査、研究、成果の活用（還元）の記載がよいと思う。項目に上げてよいと思う。</p> <p>すべての事業は、現状把握に始まり、評価に終わります。いずれも調査研究が必要であり、とくに健康日本 21（第 2 次）の評価には必要となります。必ず条文に入れるべきと考えます。</p> <p>実態や進捗状況の把握に必要と思います。</p> <p>「歯と口の健康づくりの推進のための調査研究を行う。」</p> <p>②+おおむね 5 年ごとに実態調査を実施する。</p> <p>骨吸収抑制等関連顎骨壊死のような歯科疾患治療が口腔へ影響する調査</p>

(13) 環境の整備、体制の整備

対応案	<p>第3条2項(県の責務)及び第11条(1)に記載しました。</p> <p>「「いい歯の日」「歯と口の健康週間」等の運動の県下定着を目指す」については、第14条(歯と口腔の健康づくり啓発週間)として記載します。</p>
ご意見	<p>県民が、県内どの地域にいても、生涯を通じて安定して高い基準の歯科保健医療や関連のある福祉・介護サービスが受けられる環境づくりが必要です。同時に、上記サービスが提供できる人材の育成が必要です。</p> <p>みえの表現第11条1「全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関する事」</p> <p>14「歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関する事」もよいと思う。</p> <p>ヘルスプロモーションの考えを条文に入れることはいいことだと思います。①の文言でよいと思います(但し、歯科健診はそれだけのように感じられるので不要だと思います)。</p> <p>兵庫県下5国いずれの地域においても、歯科口腔に関する保健医療提供体制を確保する。</p> <p>③「県民、市町村、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、歯及び口腔の健康づくりを推進するための体制を整備すること」+「オーラルフレイル予防」「いい歯の日」「歯と口の健康週間」等の運動の県下定着を目指す。</p>

(14) 上記項目以外の項目案

項目案	提案された理由	対応案
市町の役割(責務)	市町の歯科口腔保健事業を安定的に推進するには、歯科専門職(歯科衛生士)の配置が必要であるため、人材の確保に向けた記載が必要です。	第5条及び第11条(2)に包含しました。
推進月間	国は、週間として「歯と口の健康週間」、日は、「歯の日は8日」と「いい歯の日は11月8日」となっている。兵庫県は、「ひょうご健口づくり月間」(仮称)を新設してはどうか。	第14条「歯と口腔の健康づくり啓発週間」として記載しました。
社会福祉施設や介護保険施設の役割(責務)	昨年8月に社会福祉施設の障害者施設に、介護保険施設同様の口腔に関する加算が算定されるようになった。このことから、施設に歯科専門職(歯科衛生士)の雇用や人材確保に向けた記載が必要です。	第10条(1)に包含しました。
県の役割(責務)	県民の歯及び口腔の健康づくりに向けて、厚労省は、モデル事業を実施し、一次予防に特化した取組等の強化を通して、環境整備を行い、個人の社会経済的要因や環境要因にかかわらず、高い水準の口腔の健康を享有することを支援する。としています。(参照:令和2年度行政歯科保健担当者研修会資料)	「県の責務」を第3条に記載しました。
兵庫県独自の項目	斬新な特色を打ち出してもいいと思う。	要検討
関係者の役割	知事・県・市町村の責務や関係者の役割等を加えていただければと思います。	第3~7条
関連部会の設置	条例に関連部会の設置を示す。	現行条例に記載